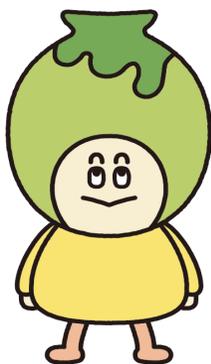


家庭系ごみ処理手数料の導入について

ごみの減量と資源化のお願い



ドラマチック四街道
プロジェクトナビゲーター
よつぼくん

平成30年度版

四街道市廃棄物対策課



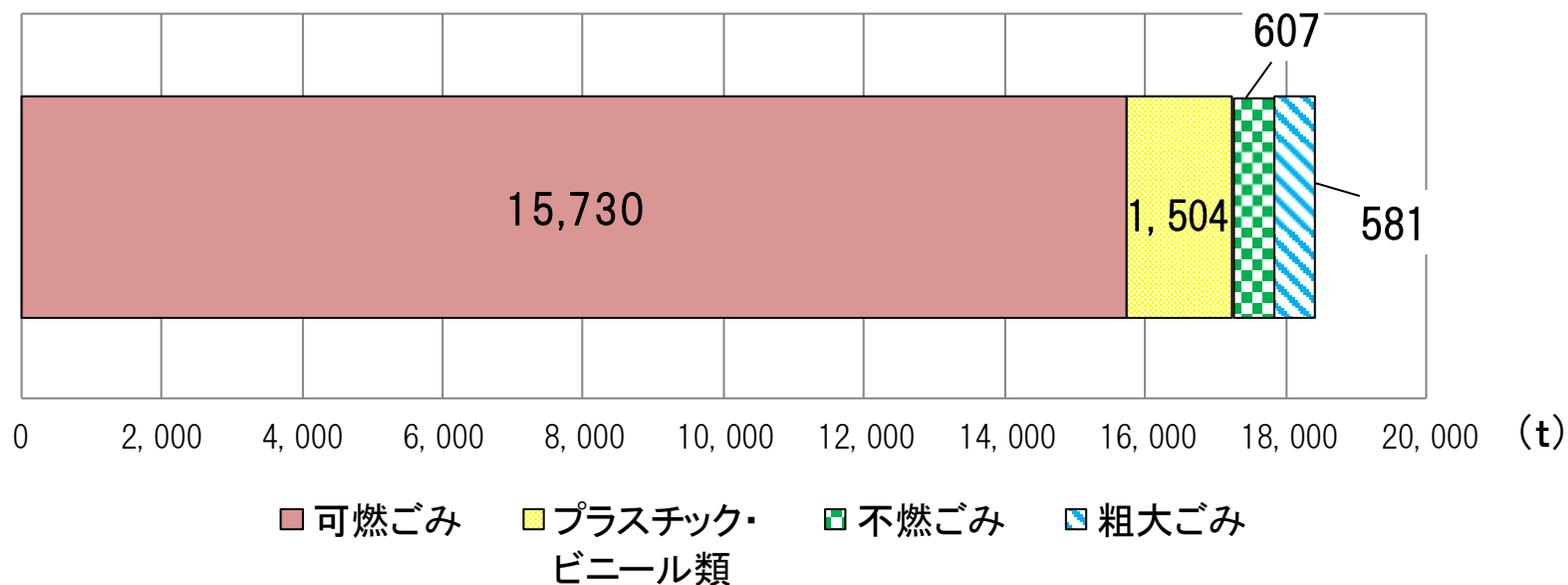
ごみ減量・リサイクル
キャラクター
クルちゃん

四街道市のごみの現状①

■ 四街道市の年間家庭系ごみ（資源物除く）排出量

平成29年度実績：18,422 t

【内訳】



四街道市のごみの現状②

■ 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物除く）排出量

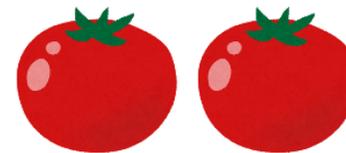
家庭系ごみは、1人1日当たりで換算すると、以下の量になります。

(g/人・日)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1人1日当たりの 家庭系ごみ(資源 物除く)排出量	559g	553g	552g	549g	541g

家庭系ごみ（資源物除く）排出量÷人口÷365日または366日

541gとは、身近なものに例えると、
大きなトマト2個分と同じくらいの重さです。



四街道市のごみの現状③

■ 処理経費

ごみを処理するためには、ごみを集める費用、集めたごみを焼却・破砕する費用、焼却で生じた灰を処分する費用などがかかります。

平成28年度実績

年間ごみ量（家庭系ごみ＋事業系ごみ）	26,822 t
ごみ処理に掛かった年間経費	約12億5,400万円
ごみ 1 kgを処理する経費	約47円
1人当たりの年間ごみ処理経費	約1万3,574円



四街道市のごみの現状④

■減量と資源化に向けたこれまでの取り組み

平成 9年～ 再資源化物集団回収

11年～ 可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、資源物【びん・缶・古紙類(新聞・雑誌類・段ボール・紙パック類)・繊維類】、粗大ごみとして分別収集(5分別から9分別)

18年～ ペットボトルの分別収集(9分別から10分別)

21年～ 雑がみの分類別収集

22年～ 剪定枝の資源化

27年～ 小型家電の拠点回収

27年～ 廃食油の分別収集(10分別から11分別)

28年～ 使用済インクカートリッジの拠点回収開始

30年～ リサイクル品交換コーナー(廃棄物対策課に所管換え)

四街道市のごみの現状⑤

■ 四街道市のごみの種類と分別について

	分別区分
1	可燃ごみ
2	プラスチック・ビニール類
3	不燃ごみ
4	有害ごみ
5	粗大ごみ

	分別区分	
6	資源物（びん）	無色のびん
		茶色のびん
		その他のびん
7	資源物（缶）	アルミ缶
		スチール缶
8	資源物（古紙類）	新聞（含折込広告）
		雑誌類
		段ボール
		紙パック類
		雑がみ
9	資源物（繊維類）	繊維類
10	資源物（ペットボトル）	ペットボトル
11	資源物（廃食油）	廃食油

四街道市家庭系ごみ処理手数料制度①

(1) 導入目的

①家庭ごみ減量化の推進

- ・ 四街道市には、ごみの最終処分場がなく、他市の民間最終処分場に埋立てを依存しています。
- ・ そのため、将来にわたって、ごみの減量努力が求められています。

②資源化・リサイクルの向上

- ・ 資源物については、処理手数料の対象としないことで、分別意識の向上を図り、資源物回収量の増加を図ります。

③ごみ処理に係る負担の公平性の確保

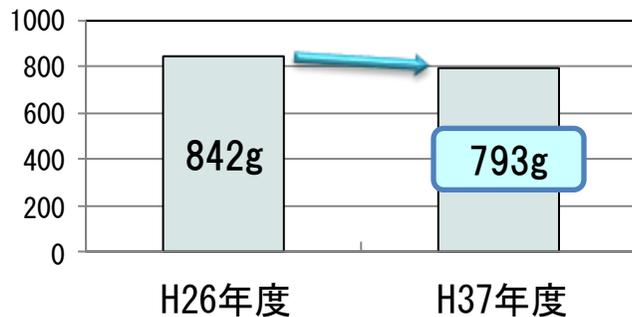
- ・ 手数料負担は、ごみの排出量に応じたものになることから、負担の面で公平な取扱いが確保できます。

四街道市家庭系ごみ処理手数料制度②

(2) 数値目標

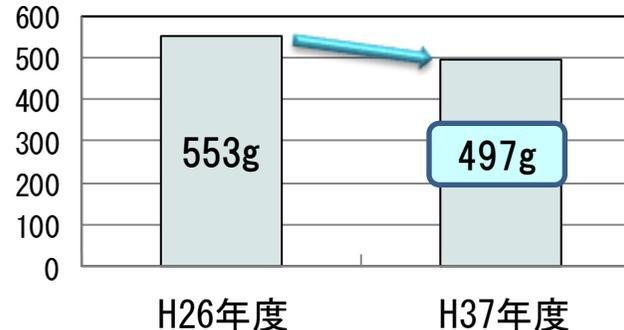
1人1日当たり排出量(資源物含む)

(g/人・日)

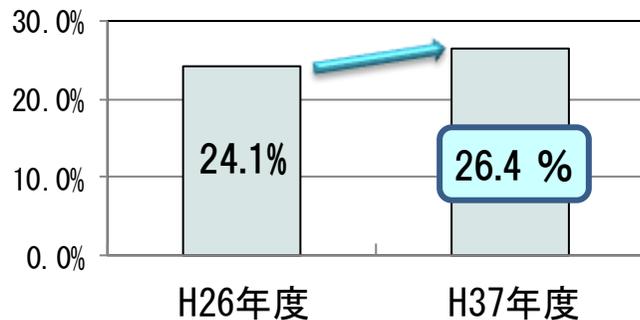


1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物除く)

(g/人・日)



リサイクル率



最終処分量



四街道市家庭系ごみ処理手数料制度③

(3) ごみ処理手数料制度（有料化）とは

「有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為のことです。（出典：環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策本部 廃棄物対策課 「一般廃棄物処理有料化の手引き」(平成25年4月)）

有料化前

- ①市が指定袋の基準を設ける。
- ②製造業者が指定袋を作成して、小売店が販売する。
- ③販売価格は店舗により異なる。
- ④市への収入はなし。

有料化後

- ①市が指定袋を作成して、市が販売する。
- ②販売価格イコール手数料として販売する。
- ③販売価格はどの店舗でも同額であることを前提とする。
- ④市への収入あり。

四街道市家庭系ごみ処理手数料制度④

(4) 導入開始時期

平成32年度

(5) 対象とするごみの種類

可燃ごみ



不燃ごみ



※対象外のもの

資源物（びん、缶、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油）、
プラスチック・ビニール類、有害ごみ

四街道市家庭系ごみ処理手数料制度⑤

(6) 指定袋の価格

手数料は、1リットル当たり1.2円（消費税込み）



指定袋のサイズ	可燃ごみ				不燃ごみ		
	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ
1枚当たりの価格	54円	36円	24円	12円	36円	24円	12円
販売価格 (10枚セット)	540円	360円	240円	120円	360円	240円	120円

※可燃ごみは、新たに10リットルの袋が加わります。

※不燃ごみは、10リットル、20リットル、30リットルの3種類となります。

※袋は、全て取っ手付きになります。



四街道市家庭系ごみ処理手数料制度⑥

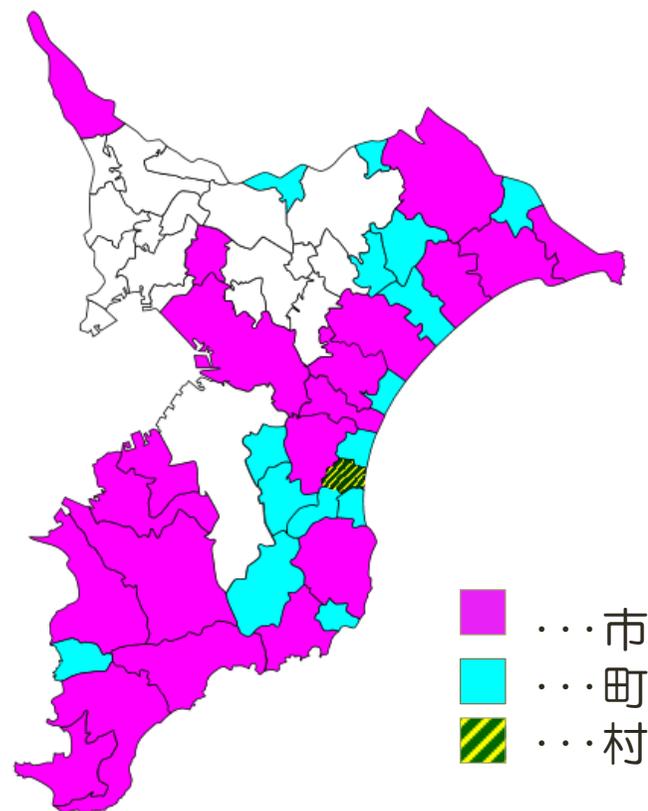
(7) ごみ処理手数料制度の実施状況 (全国・千葉県)

区分		総数	実施団体数	実施率
全国	市・区	814	469	57.6%
	町	744	519	69.8%
	村	183	120	65.6%
	合計	1,741	1,108	63.6%

出典：山谷 修作ホームページ「全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況」（2018年4月現在）

区分		総数	実施団体数	実施率
千葉県	市	37	20	54.1%
	町	16	15	93.8%
	村	1	1	100%
	合計	54	36	66.7%

出典：千葉県ホームページ「平成29年度一般廃棄物に係る千葉県調査」の結果（平成28年度実績）を参考に作成



四街道市家庭系ごみ処理手数料制度⑦

(8) ごみ処理手数料の料金水準 (千葉県内市)

平成30年1月31日現在

料金単価	市	～10万人以下	10万～50万人以下	50万人～
～0.5円/ℓ	1	袖ヶ浦市		
0.51～1.0円/ℓ	9	香取市、富津市、 君津市、勝浦市、 東金市、大網白里市	八千代市、木更津市	千葉市
1.01～1.5円/ℓ	8	銚子市、いすみ市 鴨川市、館山市、 匝瑳市、山武市、 南房総市、旭市		
1.51円～/ℓ	2	茂原市	野田市	
	20	16	3	1

※料金単価は30リットルの可燃ごみで算出

※30リットル袋がない場合は、40リットル袋または45リットル袋で算出

四街道市家庭系ごみ処理手数料制度⑧

(9) 可燃ごみ総排出量の削減率【訂正版】(千葉県内市)

自治体名	導入年月	可燃ごみ総排出量の削減率		自治体名	導入年月	可燃ごみ総排出量の削減率	
		導入1年後	導入5年後			導入1年後	導入5年後
千葉市	H26.2	7.7%	—	いすみ市	H17.12	2.1%	7.5%
香取市	H21.10	20.3%	25.6%	銚子市	H16.10	15.1%	15.2%
大網白里市	H21.10	8.0%	5.3%	木更津市	H16.4	16.8%	28.1%
勝浦市	H20.7	25.4%	28.3%	鴨川市	H16.4	9.5%	13.0%
東金市	H20.7	7.5%	9.6%	館山市	H14.7	18.7%	21.4%
南房総市	H18.4	15.1%	26.9%	袖ヶ浦市	H13.7	11.1%	9.8%
山武市	H18.3	△2.6%	1.1%	君津市	H12.10	39.3%	34.9%
茂原市	H18.1	13.4%	20.7%	八千代市	H12.7	8.0%	6.6%

※環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より、データ確認が可能な平成10年度以降に有料化を実施した県内市を掲載

平成19年度以降は、ごみ搬入量、生活系ごみ収集量、可燃ごみ(直営+委託)から算出

平成18年度以前は、ごみ搬入量、収集量、可燃ごみ(直営+委託)から算出

四街道市家庭系ごみ処理手数料制度⑨

(10) 支援制度

① ボランティア清掃活動

公園、道路など、公共の場所における散乱ごみの収集など、ボランティアで清掃活動を行う団体などに対して、一定量の指定袋を配付

② 紙おむつ等を使用する方がいる世帯

紙おむつ等のごみは排出抑制できないことから、子育てや介護などのために紙おむつ等を使用している世帯に対し、一定量の指定袋を配付

- 在宅要介護認定者等介護用品給付事業の紙おむつ等の支給対象者
- 日常生活用具給付等事業の紙おむつ等の支給対象者
- 在宅で腹膜透析をしている方
- 満3歳未満の乳幼児がいる世帯



◆ご家庭でできるごみの減量

① **Reduce**（リデュース）＝発生抑制

物を大切に使い、ごみの発生を抑えることです。



② **Reuse**（リユース）＝再使用

今あるものを繰り返し使うことです。



③ **Recycle**（リサイクル）＝再生利用

資源をもう一度原料などにして、再び利用することです。

国の第3次循環型社会形成推進基本計画では、リサイクルよりも優先度の高い2R（リデュース、リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築が示されています。



◆【紙類】資源となるもの（例）

メモ用紙・コピー用紙

トイレットペーパー・ラップの芯

封筒

はがき・ダイレクトメール（圧着はがきは不可）

包装紙

カレンダー

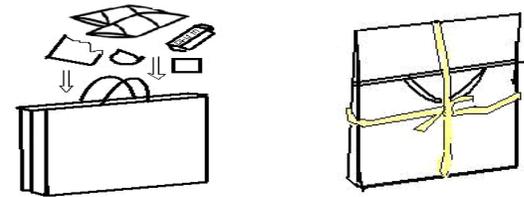
お菓子の箱

ティッシュの箱

紙袋

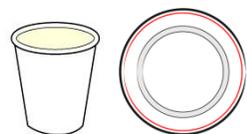
※金属やビニールの部分は取り除いてください。

これらの紙は、紙袋に入れて紐で十字に縛って「雑がみ」として出しましょう。

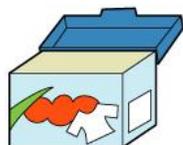


◆【紙類】資源とならないもの（例）

紙コップ・紙皿



石けんや洗剤の箱



ジュースやお酒などの
紙製飲料容器



写真やシール、
アルバム



使用済みのティッシュ



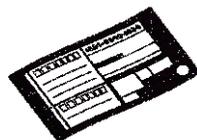
食品など汚れた紙



レシートやFAX用紙
（感熱紙）



宅急便の伝票



バックや靴の詰め物



これらの紙は、
「可燃ごみ」として
出しましょう。

※その他、金紙・銀紙、変色した紙などの紙は資源になりません。

◆^{ちゅうかいりい}厨芥類（生ごみ）の減量

3キリ

使い切り・・・必要な食材だけ買おう

食べきり・・・食べられる分を作ろう

水切り・・・ごみは捨てる前にひと絞り



水切りの方法（例：手絞り、空きびんなどで圧縮し水切り、手絞りに天日干し）

生ごみは、多くの水分を含むものがあります。

担当職員が手絞りした結果、生ごみの水切り率は平均8.9%でした。

	水切り前	水切り後	減量効果	水切り率
A	581g	548g	33g	5.7%
B	462g	430g	32g	6.9%
C	580g	498g	82g	14.1%
平均	541g	492g	49g	8.9%

減量・資源化に向けて（実践編）⑤

ちゅうかいらい ◆厨芥類（生ごみ）の減量

生ごみ堆肥化

生ごみ減量化モニターの例

平成29年度産業まつりで、モニターの募集を行いました。モニターになった方には、容器と発酵資材（EMぼかし2袋）、水切り器を配布し、自宅から出た生ごみの堆肥作りをしていただきました。実施期間は、各家庭で概ね2か月でした。

	2ヶ月でできた堆肥の量	平均堆肥量
Aさん	4,860 g	6.940g/世帯
Bさん	6,260 g	
Cさん	7,060 g	
Dさん	10,660 g	
Eさん	5,860 g	
合計	34,700g	

1世帯約7kgの堆肥が作られ、生ごみの排出が減りました。

※分解ではなく発酵（生ごみを有用微生物群（EM）の働きによるもの）なので、容器に入れた生ごみと堆肥の量はあまり変わりません。皆さんも取組んでみましょう。

◆リサイクル品交換コーナーの積極的なご利用を！

ご家庭で不要となった家具や日用雑貨、衣類などで、皆さんが「ゆずりたいもの」または「ゆずってほしいもの」を、当事者間で話し合いをして受け渡しをするコーナーです。ぜひご利用ください。



登録できる品物

家具・日用雑貨・衣類・楽器・
レジャー用品・子ども用品 など

登録できる方

市内在住、在勤、在学の方

平成29年度実績

	登録件数	成立件数	成立率
ゆずりたい人	102件	59件	60%
ゆずってほしい人	54件	9件	17%

※廃棄物対策課窓口、電話、ファックス、メールにて申込み

※登録期間は3カ月間・無料取引のみ受付

※登録できない品物：電気製品、燃料使用機器、動植物、飲食物、車、オートバイなど

◆その他の減量・資源化の取り組み

- ①お店で商品を買う際に過剰包装を断る
- ②本当に必要なもの以外は買わない
- ③牛乳パックや食品トレイなどの店頭回収を利用する
- ④冷蔵庫にある食材を確認して、無駄な買い物をしないようにする
- ⑤月に数回、冷蔵庫の残り野菜などを料理に使って食品ロス（まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと）を減らす

できることから実践してみましよう。



●今後のスケジュール

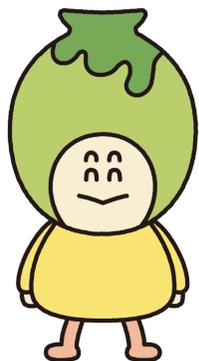
平成30年7月～9月 市民説明会（各区・自治会単位）

平成30年12月～平成31年1月 市民説明会
（各公民館・わろうべの里）

平成31年3月 手数料に係る条例改正

平成32年度秋頃 有料化導入

ご協力よろしく申し上げます。



廃棄物対策課
043-421-6132